

球磨郡公立多良木病院企業団 上球磨地域包括支援センター

高齢者虐待防止指針

1. 虐待防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるものとする。

2. 虐待の定義

虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、結果が不適切であれば、虐待に該当する。

① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること、また正当な理由もなく身体を拘束することや、外部との接触を意図的に継続的に遮断すること。

② 介護・支援の放棄

意図的、結果的であるかを問わず行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織

上球磨地域包括支援センター虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は6ヶ月に一度、責任者が招集して開催することとし、委員会で協議した事項は職員に周知し、内容の理解と対応の統一化を図る。

(検討委員会で協議する事項)

(1) 虐待の防止のための指針に関すること

(2) 委員会その他、事業所内の組織に関すること

(3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

(4) 虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

(5) 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村へ通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

(6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

委員会及び虐待対応責任者：管理者

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止に関する基礎的な内容等の適切な知識を普及するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する研修（年 1 回以上）を企画し実施する。また、新規採用時虐待防止のための研修を実施する。

5. 虐待が発生した場合の相談・報告の初動対応

- ①職員は、利用者、契約者または職員から虐待の通報があった場合は、本指針に沿って対応する。
- ②利用者に対して虐待が疑われる場合は、管理者に速やかに報告し、管理者は直ちに保険者に報告する。また、緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先した対応を行う。
- ③虐待初動対応者は、保険者の求めに応じて必要な協力を行う。
 - ・コアメンバー会議への出席、高齢者の安全確認、支援方針の検討等

(相談・通報の考え方について)

- ・虐待に係る苦情、相談については、相談者や通報者の個人情報保護する。
- ・虐待発見の相談、通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- ・虐待の事実誤認により相談、通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

6. 成年後見制度の利用支援

経済的虐待もしくは経済的虐待に発展するようなケース、財産上の不当取引の被害にあった者又は被害にあうと想定されるケースにおいて、積極的に成年後見制度の活用に向けた支援を行う。

7. 虐待に係る苦情解決の方法

虐待等の苦情等について、相談を受付けた担当者はその内容について速やかに苦情対応責任者に報告し責任者が対応する。苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払い、苦情対応マニュアルに沿って対応する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者、家族、関係機関がいつでも閲覧できるものとする。

9. その他の虐待防止推進のための必要な事項

虐待防止のための職員研修のほか、各種団体等が開催する虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図るものとする。

附則

本指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

本指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。